

岩崎純一学術研究所 女性局 著

『岩崎純一全集』 第六卷 「序説、総記（六）」

女性編纂別添資料

岩崎純一総合アーカイブ及び『岩崎純一全集』の編纂方針と提供方法

編纂、監修 岩崎純一学術研究所 『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第六巻の女性編纂別添資料を成し、『全集』の編纂方針及び提供方法について述べられた岩崎所長の本編資料に、女性の視点から追記するものである。

なお、本資料は、『全集』への収録を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、岩崎所長への譲渡が完了したものであるから、序巻に定められる通り、『全集』へ収録する。収録場所は、それぞれの追記に示した通りである。

一方、同権利の全部について、未だ岩崎所長への譲渡が完了していない女性編纂別添資料は、【2系】以外の各系の女性系に収録する。

目次

巻頭言

【女性局からの本編への追記】

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA) 及び

『岩崎純一全集』(IJCW) の制作、編纂、監修

第一部 IJCW 以外の IJCA の資料の制作及び編集

第二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女

性係による編纂、監修

第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

第三節 女性編纂者の製作物・著作物・編纂物の収録方法

第二部 IJCW の資料の執筆・制作及び編集

第八章 文化的尺度及び規格

第十章 将来に生ずることが予見または確定されている諸問題への対処

第十二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性係による編纂、監修

第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

第三節 女性編纂者の著作物・編纂物の収録方法

第六編 IJCA 及び IJCW の提供方法

第二部 閲覧室における開示の方法

第一章 図書、電子図書、または配付資料としての提供

第二章 改訂・更新時の旧版と新版の入れ替え

二〇一二年十月十三日 起筆
二〇一五年五月十三日 改定
二〇一六年二月十七日 改定
二〇一六年二月二十一日 公開
二〇一七年三月二十六日 改定
二〇一七年九月二十三日 改定
二〇一八年四月十五日 改定
二〇一八年五月十三日 最終改定

【女性局からの本編への追記】

第三編 「岩崎純一総合アーカイブ」(JICA) 及び

『岩崎純一全集』(JICW) の制作、編纂、監修

第一部 JICW 以外の JICA の資料の制作及び編集

第二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性

係による編纂、監修

第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

岩崎所長が序巻及び第六巻に定める通り、JICW 以外の JICA の資料の制作者である私たち女性または編纂に関わる私たち女性は、

自身の精神、身体、生命の安全を脅かすおそれがあるために全部を公表・開示できない自身の製作物・著作物、編纂資料またはこれらに対して有する物権的請求権、著作権、著作者人格権、肖像権等の取り扱いについて取り決め、総合編纂者たる岩崎所長に提示、要請し、JICA に反映させることができる権限を有する。

また、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難であるものについては、女性編纂者らが女性著作者らを代表して、それらの取り扱いを協議し取り決めるための女性局、女性部、女性班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎所長に提示、要請し、JICA に反映させることができる権限を有する。

これら女性製作者・著作者・編纂者らの審議の対象となった製作物・著作物・編纂物は、JICA の構成資料でありながら、女性編纂別添資料（略：女性資料）として独立させて扱われ、これらは女性編纂別添資料アーカイブ（略：女性資料アーカイブ）として、仮想的に取りまとめられる。

女性編纂者（特定女性スタッフ）が管理する JICA 内のアーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）としての女性系、女性群、女性類、女性網等については、序巻の岩崎所長の解説を見よ。

第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

第二部第十二章に同じ。

第三節 女性編纂者の製作物・著作物・編纂物の収録方法

これらの女性編纂者の製作物・著作物・編纂物は、各系に女性編纂別添資料として分類する。

これらのうち女性著作者・編纂者の著作物・編纂物（女性編纂者らが他の女性の著作者から管理を依頼された著作物、及び、女性編纂者ら自身の著作物をいう）は、著作者の女性本人がJJCWへの収録を強く要望し、その著作権の全部が本人から岩崎所長に直接譲渡された場合のみ、【2系】の女性編纂別添資料として、岩崎所長が他の系の女性編纂別添資料から編入し、【2系1群0類】においては【8目】または【9目】に分類するものとし、さらに、これらは適宜、別添資料から本体資料（本編）へ移動させることもある（後述）。女性の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

また一方、女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎所長の製作物・著作物のみから成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらのうち著作物の編纂資料については、基本的に編纂上の著作権の全部が岩崎所長に譲渡されるため、【2系】JJCWに収録する（後述）。岩崎所長の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

女性編纂別添資料のうち、岩崎所長と女性との共同の製作物・著作物は、女性のみによる製作物・著作物と同様に扱う。これらのう

ち著作物については、当該著作物に関わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎所長に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録により示されない限り、JJCWに収録しない（後述）。岩崎所長と女性との共同の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

第二部 JJCWの資料の執筆・制作及び編集

私たち女性局は、JJCWの編纂にあたり、次の同題の内容に示された岩崎所長の方針に従うものとする。

第八章 文化的尺度及び規格

第一節 一般国民生活とは異なる言語・文字体系、暦法、度量衡、慣習、住居等によって生活する者（巫女等）との共同編纂作業

第二節 言語・文字・数体系

第三節 暦法と時刻

第四節 度量衡

第五節 慣習

第六節 住居

第十章 将来に生ずることが予見または確定されている諸問題への対処

第一節 「平成」からの改元への対処

第二節 天保暦二〇三三年問題への対処

第十二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性係による編纂、監修

性係による編纂、監修

第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

岩崎所長が序巻及び第六巻に定める通り、IJCW の資料の執筆・制作者である私たち女性または編纂に関わる私たち女性は、自身の精神、身体、生命の安全を脅かすおそれがあるために全部を公表・開示できない自身の著作物、編纂資料またはこれらに対して有する著作権、著作者人格権、肖像権等の取り扱いについて取り決め、総合編纂者たる岩崎所長に提示、要請し、IJCW に反映させることができる権限を有する。

また、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難であるものについては、女性編纂者らが女性著作者らを代表して、それらの取り扱いを協議し取り決めるための女性局、女性部、女性班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎所長に提示、要請し、IJCW に反映させることができる権限を有する。

これら女性著作者・編纂者らの審議の対象となった著作物・編纂物は、IJCA の構成資料でありながら、女性編纂別添資料（略：女性資料）として独立させて扱われ、これらは前述の女性編纂別添資料アーカイブ（略：女性資料アーカイブ）の一部として、仮想的に取

りまとめられる。

岩崎所長が序巻にも述べる通り、IJCW への収録を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、本人から岩崎所長への譲渡が完了したのみを、岩崎所長がIJCW に収録する。

女性編纂者（特定女性スタッフ）が管理するIJCA内のアーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）としての女性系、女性群、女性類、女性綱等については、序巻の岩崎所長の解説を見よ。

第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

総合編纂者たる岩崎所長の主導で前節の各女性部局を設置する場合は、岩崎所長が第六巻本編で示した次の方針に従い、概ね次の通りの判断に基づき、設置する。

● IJCA 及び IJCW の総合編纂者たる岩崎純一は、これらの編纂に関わる女性あるいはこれらに製作物・著作物を提供する女性の生活とその周辺の地域社会の安定、及び、その女性が犯罪等の被害者である場合の加害者への厳正な法的対応等の公共上の見地から、近い将来にIJCA 及び IJCW に、有料で提供する著作物として、または、閲覧にあたり問い合わせが必要な著作物として取

録され、確実に他の一般の女性利用者に提供されることが必要なものであつて、総合編纂者たる岩崎のみが自ら主体となつて直接に編集する必要のないものうち、女性の主体のみにゆだねた場合には必ずしも適切に編集されず一般女性の閲覧に供されないおそれがあるものと岩崎が認めるものを効率的かつ効果的に編集させることを目的として、前掲の女性部局を設置する。

その著作物の編集と提供の停滞が直ちに当該女性の生活とその周辺の地域社会の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすか、またはその編集と提供における学術性、中立性及び公正性を特に確保する必要がある場合は、岩崎所長が女性部局の編集作業を著しく主導することがあることを、私たち女性局本部は許可する。

女性部局を構成する女性編纂者は、その取り扱う著作物が当該女性の生活とその周辺の地域社会の安定、及び、当該女性が犯罪等の被害者である場合の加害者への厳正な法的対応等の公共上の見地から著しく重要であることに鑑み、適正かつ効率的にその編集と提供を行うよう努めなければならない。

第三節 女性編纂者の著作物・編纂物の収録方法

これらの女性著作者・編纂者の著作物・編纂物（女性編纂者らからの女性の著作者から管理を依頼された著作物、及び、女性編纂者ら自身の著作物をいう）は、著作者の女性本人が JJCW への収録を

強く要望し、その著作権の全部が本人から岩崎所長に直接譲渡された場合にのみ、【2系】の女性編纂別添資料として、岩崎所長が他の系の女性編纂別添資料から編入し、【2系1群0類】においては適当な箇所に、【2系1群】の【0類】以外の各類においては【8目】または【9目】に分類するものとし、さらに、これらは適宜、別添資料から本体資料（本編）へ移動させることもある。

また一方、女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎所長の著作物のみから成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらについては、基本的に編纂上の著作権の全部が岩崎所長に譲渡されるため、【2系】JJCW に収録する。

女性編纂別添資料のうち、岩崎所長と女性との共同の著作物は、女性のみによる著作物と同様に扱う。これらについては、当該著作物に関わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎所長に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録により示されない限り、JJCW に収録しない。

第六編 JICA及びJJCWの提供方法

第二部 閲覧室における開示の方法

私たち女性局は、JJCW を女性利用者等に提供するにあたり、問題の内容に示された岩崎所長の方針に従うものとする。